六　令第五条第二項各号に掲げる漁業に属する一の漁業の種類に係る共済契約について共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業単位が二以上ある場合（当該漁業単位に係る漁業の種類のいずれかが㈠に掲げる漁業の種類に該当する場合にあっては、総トン数十トン未満の漁船により㈤から㈧まで及び㈩に掲げる漁業の種類を併せて営むものを除く。以下同じ。）における基準共済掛金率は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものに百分の九十（当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあっては、百分の百）を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ　当該共済契約に係る対象漁業のうち生産金額が最大となる漁業単位（以下「主たる漁業単位」という。）の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以上である場合　主たる漁業単位の表に掲げる率

ロ　イ以外の場合　主たる漁業単位の表に掲げる率と主たる漁業単位の次に生産金額の大きい漁業単位（以下「従たる漁業単位」という。）の率を総和平均して得たもの（小数点以下三位以下を切り捨てる。）

七　共済契約者が法第百五条第一項第二号ロ（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる団体である場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（同表備考第四号又は前号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第四号又は前号によって得た率）に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合（当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあっては、百分の百）を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ　団体の構成員の数が、当該区域内に住所を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む法第百八条第二項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定第二号漁業者である者の数の二分の一未満である場合　百分の九十

ロ　イ以外の場合　百分の七十

八　共済契約者（法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体にあってはその構成員を含む。以下この号において同じ。）が、共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（同表備考第四号から前号までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第四号から前号によって得た率）に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ　共済契約者が締結していた直前の共済契約（以下「直前契約」という。）により漁業共済組合から当該漁獲・特定養殖共済の共済金の支払を受けず又は受けないことが確実であると認められる場合　当該直前契約に係る等級（直前契約の基準共済掛金率を算出するために乗じた次の表の下欄に掲げる割合に応ずる同表の上欄に掲げる等級をいい、直前契約の共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していない場合における当該直前契約にあっては十一等級とする。以下同じ。）から一を差し引いて得た等級（当該直前契約に係る等級が一等級の場合にあっては、一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあっては、百分の百）

ロ　直前契約により漁業共済組合から当該漁獲・特定養殖共済の共済金の支払を受けることが確実であると認められる場合であって当該共済金の金額が当該直前契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の百分の五十に満たない場合　当該直前契約に係る等級に二を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が三十等級又は三十一等級の場合にあっては、三十一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあっては、百分の百）

ハ　直前契約により漁業共済組合から当該漁獲・特定養殖共済の共済金の支払を受けることが確実であると認められる場合であって当該共済金の金額が当該直前契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の百分の五十を下らず当該純共済掛金に相当する部分の金額に百分の百五十を乗じて得た金額に満たない場合　当該直前契約に係る等級に三を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が二十九等級、三十等級又は三十一等級の場合にあっては、三十一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあっては、百分の百）

ニ　直前契約により漁業共済組合から当該漁獲・特定養殖共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合であって当該共済金の金額が当該直前契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の百分の五十を下らない場合　当該直前契約に係る等級に四を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が二十八等級、二十九等級、三十等級又は三十一等級の場合にあっては、三十一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあっては、百分の百）

区分	割合
一等級	百分の五十
二等級	百分の五十五
三等級	百分の六十
四等級	百分の六十五
五等級	百分の七十
六等級	百分の七十五
七等級	百分の八十
八等級	百分の八十五
九等級	百分の九十
十等級	百分の九十五
十一等級	百分の百
十二等級	百分の百五
十三等級	百分の百十
十四等級	百分の百十五